

## 市町村等における障害者相談支援事業の実施状況の概要について（茨城県）

### 1 市町村における障害者相談支援事業（一般的な相談支援）【平成22年4月1日時点】

- 365日対応は、5市町村11%（前年も5市町村）【全国29%】
- 24時間対応（宿直又は携帯電話）は、6市町村14%（前年5%）【全国43%】
  - ・ なお、平成24年4月1日施行の改正自立支援法において、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村で設置することができる基幹相談支援センターが新たに創設されている。

### 2 相談支援機能強化事業等（市町村生活支援事業）【平成22年4月1日時点】

- 居住サポート事業は実施なし。（前年も実施なし）【全国13%】
  - ・ 未実施の理由は、「支援可能な人材確保が困難」31市町村、「24時間支援をできる事業所がない」29市町村、「財源確保が困難」24市町村、「利用希望者がいない」23市町村（重複回答あり）。
  - ・ なお、平成24年4月1日施行の改正自立支援法において、地域移行（施設入所者等に対する住居の確保等の支援）や地域定着（在宅の単身の障害者等に対する常時体制の相談支援）についての相談支援の充実化が図られている（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）。
- 成年後見制度利用支援事業は31市町村70%で実施（年度内予定含む）。（前年比4市町村増）【全国40%】
  - ・ 未実施の理由は、「利用希望者がいない」10市町村、「財源の確保が困難」5市町村（重複回答あり）
  - ・ 成年後見制度利用支援事業の対象は、「市町村長申し立てのみ」15市町村、「市町村長申し立て以外も含む」11市町村。
  - ・ なお、国実施要綱上の対象は、平成20年度から「市町村長申し立て以外も含む」まで拡大されている。
  - ・ また、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行となる改正自立支援法において、任意事業から必須事業に格上げとなる。

### 3 指定相談支援事業所等について【平成22年4月1日時点】

- 指定相談支援事業所数は56箇所。
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所は34箇所（相談支援専門員計100名配置）

### 4 サービス利用計画作成費【平成22年4月時点】

- サービス利用計画作成費の利用者は54人。（前年比11人増加）
- 利用者の障害別割合は、身体13%、知的6%、精神74%、重複7%。

## 5 地域自立支援協議会【平成22年4月1日現在】

- 自立支援協議会の設置市町村は、27市町村61%（前年比5市町村増）。22年度中の設置予定を含めると34市町村77%。
- 「障害福祉サービス事業者」をメンバーに含む協議会は100%、「教育機関」85%、「障害者当事者（団体）」81%、「指定相談支援事業者」、「保健所」各77%。
- 10市町村で専門部会を設置（年度内予定含む）。
  - ・「就労」7市町村、「こども関係」3市町村、「地域移行」2市町村、「権利擁護」1市町村（重複回答あり）

## 6 発達障害者への相談支援の取り組み【平成22年4月1日現在】

- 独自の取り組みを9市町で実施。
  - ・「専門相談員の配置」6市町（土浦市、古河市、笠間市、取手市、つくばみらい市、河内町）
  - ・「巡回相談」1市（つくばみらい市）
  - ・「普及啓発」1市（古河市）
  - ・「その他」3市町（日立市、阿見町、境町）